

日行連発第949号
令和3年10月13日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

航空法施行規則の一部改正について（周知）

国土交通省より、さまざまな産業分野での無人航空機（ドローン等）の利活用を拡大する観点から、これまでのドローン等の飛行に係る許可及び承認の知見の蓄積を踏まえ、航空機の航行及び地上の人等の安全を損なうおそれがないと判断できるものについて、航空法施行規則を一部改正し、個別の許可・承認を不要とする見直しを実施する旨の報道発表がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【参考】

- ・航空法施行規則の一部改正を実施しました！
～ドローン等の飛行規制を一部緩和します！～

https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000201.html

以上